

一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（案）に対して
提出された御意見と県の考え方について

※ いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

No.	御意見	県の考え方
1	一宮川水系における特定都市河川指定で、上流から下流まで開発行為を規制することに賛同します。上流域での100ヘクタールのメガソーラー開発の規制を求めます。	特定都市河川及び特定都市河川流域の指定後、宅地等以外の土地※において太陽光発電施設を設置する場合は、雨水浸透阻害行為に該当し、県知事の許可対象となり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。 ※ 宅地等以外の土地 山地、林地、耕地、原野等（太陽光発電施設は宅地に該当）
2	東京都や葛南地域の教訓に学び、本格的に地盤沈下対策を求めます。	九十九里地域では、県は関係企業と協定を締結し、天然ガスかん水の採取による地盤沈下の防止に努めています。今後も、地盤沈下の防止に向けた取組を進めてまいります。
3	特定都市河川及び特定都市河川流域に指定することによって地面への雨水浸透を阻害する開発行為を規制することはたいへん重要です。大賛成です。指定の実現を強く要望します。	パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえて、指定に向けた手続きを進めてまいります。
4	一宮川水系を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定することは、雨水の地中への浸透を阻害する各種開発行為を規制することとなり、流域水害対策に限らず自然環境の保全にとっても有効であり、これからの流域治水に極めて重要なことと思います。ぜひ早期実現に向けてご尽力ください。	パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえて、指定に向けた手続きを進めてまいります。
5	レイアウトがフラットでポイントがつかみにくい。情報を詰め込みすぎて要領を得ていない。専門用語や難しい言葉が多い。	今後、分かりやすい資料作成に努めてまいります。
6	雨水浸透阻害の許可・協議で、すでに、許可や事業化された行為で、5年以上の残工期のものは許可・協議の対象外になりますか。	特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しないものとされています。 詳しくは、個別案件について、千葉県県土整備部河川整備課にお問合せください。 ・既に工事に着手している行為 ・都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの ・事業採択されている等、既に事業化されている行為 ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

No.	御意見	県の考え方
7	<p>農業農村整備事業の多くは、市町村、土地改良区等に移譲される。雨水浸透阻害行為に関する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設についても、その管理者が維持管理を行うことになる。維持管理にあたり、どのような責務が生じるのか。</p>	<p>雨水貯留浸透施設が有する機能を維持するため、下記のとおり、適切な点検、補修等が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設の機能を維持するための点検を、適切な頻度で、目視その他適切な方法で行うこと ・点検により異状が発見された場合、補修等の必要な措置を講じること ・雨水貯留浸透施設の修繕を計画的に行うこと <p>また、雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある以下のような行為にあたって、許可が必要となります。当該機能を保全するために必要な工事が計画されている場合に限り、許可されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て ・雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築 ・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。） ・雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為（雨水貯留浸透施設の敷地である土地において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為、雨水貯留浸透施設を損傷する行為、雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為）
8	<p>平成18年1月から雨水浸透阻害行為の許可が必要と聞いたが、都市計画法の開発許可とどう違うのか。</p>	<p>開発行為のほか、開発許可の対象とならない駐車場や資材置き場（地盤を転圧）の整備なども雨水浸透しにくくなるため、これらを含めた雨水浸透阻害行為について、面積1,000m²以上であれば許可対象となります。</p>
9	<p>水田を埋めて畑にしたいが、雨水浸透阻害行為の許可は必要か。</p>	<p>許可は不要です。</p>
10	<p>許可権者が異なる市町村をまたぐ雨水浸透阻害行為の許可は、それぞれの窓口で許可を得なければならないか。</p>	<p>一宮川流域における雨水浸透阻害行為の許可は、県が許可手続きを行います。</p>
11	<p>特定都市河川に指定されたことに伴い、市町村において、1,000 m²以上の農地転用許可申請等（農地法第4条・第5条）を行う場合は、特定都市河川浸水被害対策法の許可の要否について、県土整備部河川整備課への事前確認が必要になるか。</p>	<p>雨水浸透阻害行為に該当する可能性がある場合は、千葉県県土整備部河川整備課にお問合せ願います。</p>

No.	御意見	県の考え方
12	<p>特定都市河川浸水被害対策法の適用に向けて流域水害対策計画の策定を進め、市町関係機関との連携を図り、一宮川治水協議会等の場において以下を検討、反映してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水だけでなく濁水についても考慮して欲しい。 ・ 治水対策に関する住民意識について ・ 上水道の一部は地下水と伏流水を利用していることを踏まえ、水質汚濁と水利用の関連を考慮した課題の整理が必要。 ・ 河川緑地等、市町と連携した整備が実施されているか。 ・ 河川清掃を中心とした多数の河川愛護団体等が活動されているかどうか。 ・ 農地転用とミニ開発の実態はどのようになっているのか。 ・ 堤防の耐震対策 ・ 住民アンケートの募集 	<p>流域水害対策計画の策定にあたっては、流域市町村と連携を図ったうえで、一宮川流域治水協議会等の場において検討してまいります。</p>
13	<p>堤防やダムだけに頼らず、貯水池の整備や土地利用規制の強化など、企業や住民参画もする「流域治水」への取り組みを大いに評価します。</p>	<p>パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえて、指定に向けた手続きを進めてまいります。</p>
14	<p>雨水浸透阻害行為を1000㎡と比較的狭い面積に対して許可制にし、雨水貯留浸透施設を義務化することに賛成です。</p>	<p>パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえて、指定に向けた手続きを進めてまいります。</p>